様式第７号（第１２条関係）

※受理年月日	福岡県 中小経
※受理番号	-8.10.26
※備　　考	第　　号

意　見　書

令和８年10月21日

福岡県知事　様

大野城市長　堤　かなめ
（環境経済部産業振興課）

令和８年７月16日付け８中小経第７号－８で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックスつつじケ丘店
福岡県大野城市つつじケ丘一丁目６番１

２　意　見

１　駐車需要の充足等交通に関する事項
駐車場等の設置にあたっては、道路管理者や交通管理者等との協議を十分に行うとともに、「指針確認票」による届出事項を遵守すること。
必要駐車場台数５４台に対し、来客者用駐車場７１台確保されており、問題が発生しないと考えられるため、意見なし。

２　歩行者の通行の利便確保等
県道に歩道が設置してあり、歩行者の通行について問題ないと思われるため、意見なし。

３　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第３条第１項から第３項の規定及び、大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第７条に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理するとともに、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力すること。

４　防災・防犯対策への協力
「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示16号）」に基づき、本市が、災害時の避難場所としての駐車場等敷地の一部の使用に関する要請を行った際、必要な協力をお願いしたい。
特に夜間営業中の周辺における防犯・青少年の非行防止についても配慮をお願いする。
近年、大野城市内では自転車盗が増加傾向となっていることから、貴店においても自転車盗には留意していただき、利用者が短時間の駐輪でも鍵をかけていただくよう注意喚起をお願いする。（自転車へのツーロックを推奨）
搬入口において、大型トラック等の運転手には安全運転を心がけていただき、出入口付近での急発進は行わず、バック時には誘導者をつけるなどの安全対策をお願いする。

5　騒音の発生に係る事項

環境基本法第 16 条に定める環境基準を達成するために、騒音規制法第４条に基づく各騒音規制基準を遵守すること。また、同法に基づく特定施設を設置することとなった場合、又は特定建設作業を行う場合に、届出が必要なときは、遺漏なく届出を行うこと。なお、騒音規制法のほか振動規制法に基づく規制基準及び届出についても留意するとともに、周辺地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を行うことに留意すること。

6　廃棄物に係る事項等

大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第20条及び同施行規則第15条及び第16条、第17条に基づき、事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画書を提出するとともに、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出ること。

7　街並みづくり等への配慮等

「指針確認票」による届出事項を遵守すること。

なお、下記条例等に該当する場合は、各種申請・手続等を遅滞なく行うこと。

・開発許可申請または盛土規制法に基づく許可申請
・大野城市開発行為等指導要綱に基づく事前協議
・大野城市のみどりを守り育てる条例に基づく緑化協定の締結
・福岡県屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請
・福岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出及びバリアフリーを考慮した施設整備

8　設置者が配慮すべき基本的な事項等

意見なし